

定は、平成22年4月1日から適用する。

規 則

広島市規則第53号

平成22年5月28日

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

青少年と電子メディアとの健全な関係づくり に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例施行規則（平成20年広島市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条中「10人」を「12人」に改める。

附 則

この規則は、平成22年5月31日から施行する。

広島市規則第54号

平成22年5月28日

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 に規定する規則で定める団体及び法人に関す る規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定する規則で定める団体及び法人に関する規則（平成14年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第13号を次のように改める。

(13) 公益財団法人ひろしま産業振興機構

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第55号

平成22年5月28日

広島市南千田職員寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市南千田職員寮管理規則の一部を改正す る規則

広島市南千田職員寮管理規則（昭和48年広島市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(入寮資格等)」に改め、同条中「28歳」を「30歳」に改め、同条に次の1項を加える。

2 職員寮の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次条第3項の入寮者とする。

第5条の見出しを「(入寮等の手続)」に改め、同条第3項中「者」の右に「(以下「入寮者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、駐車場を使用しようとする入寮者について準用する。

第6条の見出しを「(入寮許可等の取消し)」に改め、同条中「入寮の許可を受けた者が」を削り、「一」を「いずれか」に、「ある」を「できる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、駐車場の使用の許可の取消しについて準用する。

第7条第4項中「使用が」を「第1項及び第2項の規定にかかわらず、その月の使用期間が」に、「ときは、その月の使用料の額は、」を「場合における第1項に規定する額又は第2項の規定により加算する額は、それぞれ」に改め、「得た額」の右に「(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場の使用の許可を受けた入寮者に係る使用料の額は、同項に規定する額に駐車場1区画につき3,270円を加算した額とする。

第8条中「の各号の一に該当する」を「に掲げる」に改め、同条第2号中「職員寮において」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 居室若しくは駐車場の区画を転貸し、又は無断で許可と異なる居室若しくは駐車場の区画へ移ること。

第8条第4号中「職員寮に」を削り、「及び」を「又は」に改め、同条第6号中「職員寮に」を削り、「又は宿泊させる」を「若しくは宿泊させ、又は前条第2項の入寮者以外の者に駐車場を使用させる」に改め、同条第7号中「職員寮において」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第11条の見出しを「(退寮等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第7条第2項の入寮者が駐車場の使用をやめようとする場合について準用する。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

広島市規則第56号

平成22年5月28日

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則 の一部を改正する規則

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則（昭和48年広島市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「77,000」を「78,000」に改める。
別表第 2 中「26,000」を「35,000」に、「82,000」を「83,000」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 2 2 年 4 月分以降の授業料の減免について適用する。

告 示

広島市告示第 2 8 9 号

平成 2 2 年 5 月 1 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 9 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記ののとおり指定します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

【指定期間】

平成 2 2 年 5 月 1 日から平成 2 8 年 4 月 3 0 日まで

医療機関名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
医療法人社団 古川医院	734-0023	広島市南区東雲本町一丁目 1 - 2	082-281-7889
医療法人社団 谷本小児科	731-5127	広島市佐伯区五日市四丁目 3 - 1	082-921-7555
康仁薬局グラ ンアーク店	732-0053	広島市東区若草町 1 1 - 2 グランアークテラス 3 F	082-568-8282
かもめ薬局	731-5127	広島市佐伯区五日市七丁目 8 - 3 8	082-924-6669

広島市告示第 2 9 0 号

平成 2 2 年 5 月 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアセンター秋桜	広島市中区富士見町 4 番 2 8 - 9 0 1 号	平成 2 2 年 4 月 1 日

レスパイトケア住 マイル	広島市東区曙一丁目 1 番 2 0 号	平成 2 2 年 4 月 1 日
広島市宇品・似島 地域包括支援セン ター	広島市南区宇品御幸二丁目 1 3 番 1 2 号	平成 2 1 年 9 月 1 日
グループホーム古 田のおうち	広島市西区古江新町 8 番 3 2 号	平成 2 2 年 4 月 1 日
デイサービスセン ターおかえり	広島市西区庚午北一丁目 2 5 番 2 3 号	平成 2 2 年 4 月 1 日
デイサービスもみ の木	広島市安佐南区山本新町二丁目 1 8 番 9 - 1 4 号	平成 2 2 年 4 月 1 日
広島医療生活協同 組合協同診療所	広島市安佐南区西原九丁目 8 番 2 2 号	平成 2 1 年 6 月 8 日
いでしたのデイ サービス「ソナタ」	広島市安佐北区狩留家町字辰ヶ鼻 2 8 3 4 番地 3	平成 2 2 年 4 月 1 日
サンキ・ウエル ビィ介護センター 佐伯	広島市佐伯区城山一丁目 3 番 8 - 1 号	平成 2 2 年 4 月 1 日

広島市告示第 2 9 1 号

平成 2 2 年 5 月 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

廃 止 年月日	事業所の名称	所 在 地	事 業 者 (法人) の 名 称
平成 2 1 年 8 月 3 1 日	広島市宇品・似島地域包括支援センター介護予防支援事業所	広島市南区宇品東三丁目 6 番 2 6 号	社会福祉法人広島和光園
平成 2 2 年 3 月 3 1 日	安芸よつば歯科	広島市安佐南区長束一丁目 1 8 番 3 0 号フェリスⅡ 1 0 1 号	早乙女裕彦

広島市告示第 2 9 2 号

平成 2 2 年 5 月 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 1 条の規定及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2第3号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

指定辞退 年月日	事業所の名称	所在地	事業者 (法人) の名称
平成22年 1月1日	介護事業所アスク	広島市佐伯区吉見園 2番9号	株式会社 アスク

広島市告示第293号

平成22年5月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

施術者	施 術 所		業務の 種 類	指 定 年月日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
濱田 豊	新生整骨 院	広島市西区天満 町6-12岩崎 ビル106	柔道整復	平成22年 4月5日

広島市告示第294号

平成22年5月11日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の9第1項の規定により財団法人広島市農林水産振興センターが定めた農地利用集積円滑化事業規程を次により承認したので、同法第11条の9第5項の規定により公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 承認した日

平成22年5月11日

2 農地利用集積円滑化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に掲げる次の事業

- (1) 農地所有者代理事業
- (2) 農地売買等事業
- (3) 研修等事業

3 農地利用集積円滑化事業の実施地域

市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。）を除いた広島市全域

広島市告示第295号

平成22年5月11日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐 車 場 名	区画数	休止する日時
広島市市営稲荷町第一駐車場	10台	平成22年5月12日(水) 午前5時から午後11時 まで

2 休止する理由

南区稲荷町の交差点の舗装工事を施行するに当たり、市営稲荷町第一駐車場の一部を資材置き場とするため。

広島市告示第296号

平成22年5月12日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、広島市中山西土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第297号

平成22年5月12日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第6項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称

広島市戸坂地域包括支援センター

2 変更事項

地域包括支援センターの所在地

3 変更内容

地域包括支援 センター	変 更 前	変 更 後
広島市戸坂地域 包括支援セン ター	広島市東区戸坂千足 2-9-5中本ビル	広島市東区戸坂中町 2-29

広島市告示第298号

平成22年5月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 片山ビル

(2) 所在地 広島市西区南観音四丁目2番44号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,452平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成17年3月15日

5 届出年月日

平成22年5月10日

広島市告示第299号

平成22年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示第300号

平成22年5月13日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年4月1日以後に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 秋葉忠利

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
公益財団法人ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号

広島市告示第301号

平成22年5月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条

第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 可部プラザ

(2) 所在地 広島市安佐北区可部四丁目1番10号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,171平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

158.4平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成20年2月28日

5 届出年月日

平成22年5月13日

広島市告示第302号

平成22年5月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水眼科	広島市西区天満町13-1 2F	平成22年 5月1日
かわした泌尿器科 クリニック	広島市安佐南区東原一丁目1 -2	平成22年 5月1日
岩上歯科医院	広島市安佐北区落合南二丁目 3-14	平成22年 5月10日

広島市告示第303号

平成22年5月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

勝田内科医院	広島市西区己斐上四丁目32-4	平成22年 3月31日
清水眼科	広島市西区天満町13-1	平成22年 4月30日
かわした泌尿器科 クリニック	広島市安佐南区東原一丁目1-2-302	平成22年 4月30日

広島市告示第304号

平成22年5月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームセンターコーナン広島祇園店
(2) 所在地 広島市安佐南区祇園六丁目401番1外

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 名 称 (仮称) ホームセンターコーナン祇園店
所在地 広島市安佐南区祇園六丁目401番1外
(変更後) 名 称 ホームセンターコーナン広島祇園店
所在地 広島市安佐南区祇園六丁目401番1外

3 変更年月日

平成22年3月3日

4 届出年月日

平成22年5月14日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局地域産業支援課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部市政振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成22年5月19日から平成22年9月21日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成22年9月21日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

広島市告示第305号

平成22年5月19日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐 車 場 名 (区 画 数)	休止する日時
広島市市営稻荷町第一駐車場	平成22年5月24日（月） 午前8時から午後10時まで 平成22年5月25日（火） 午前8時から午後10時まで 平成22年5月26日（水） 午前8時から午後10時まで 平成22年5月27日（木） 午前8時から午後10時まで 平成22年5月28日（金） 午前8時から午後10時まで 平成22年6月4日（金） 午前8時から午後10時まで 平成22年6月5日（土） 午前8時から午後10時まで
(43区画のうち10区画)	
(43区画のうち5区画)	平成22年5月31日（月） 午前8時から午後10時まで 平成22年6月1日（火） 午前8時から午後10時まで 平成22年6月2日（水） 午前8時から午後10時まで 平成22年6月3日（木） 午前8時から午後10時まで

なお、休止区画は工事が完了次第、再開するものとする。

2 休止する理由

平成22年10月1日から市営稻荷町第一駐車場の一部をシールド工事の作業基地として使用するに伴い、同駐車場隣地の緑地帯にある樹木を先行移植するため。

広島市告示第306号

平成22年5月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利